

青森県家庭福祉対策教育支援貸付事業(大学入学時奨学金)改正の概要

資料2

改正内容 評定平均値 改正前:4.0以上の者 ⇒ 改正後:おおむね4.0以上の者

改正目的 一定の学力水準にあることの客観性を担保する一方で、学ぶ意欲と能力のある、より多くの子どもに教育の機会を確保できるようにするため。

高等学校3年在学

大学修学期間

最短修業年限修了後1年間経過

貧困世帯の現状

- ・学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学が困難
- ・大学入学時の一時的な経費の確保が困難

申請

審査・決定・貸付

大学進学に係る一時的経費の支援
・大学進学時に必要となる入学金や転居費用など、大学入学時の一時的な経費を貸与

返還

県内就業・県内居住した場合、返還免除
・企業等への就職、起業、自営業従事等(公務員は除く)
・大学等を卒業後1年以内に県内に居住、就業してから3年間経過

公益財団法人 青森県育英奨学会

貧困世帯の生徒に対する大学入学時の一時的経費を貸与

出願資格

- ・保護者が青森県の住民である高校3年生
- ・経済的理由により入学料等の納付が困難であること
- ・生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯、児童養護施設等入所者、家計急変(新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含む。)により住民税所得割非課税相当と判断される世帯
- ・**評定平均値 おおむね4.0以上の者**(児童養護施設入所者等については、3.5以上)

貸与額

60万円以内(10万円単位で必要な額、他制度との併給可) ※H30までは100万円以内

採用人員

100名以内

補助

県

貸付金、事務費

貸付実績

平成29年度入学生53名	平成30年度入学生43名
令和元年度入学生34名	令和2年度入学生22名
令和3年度入学生18名	令和4年度入学生20名
計190名	

貧困の連鎖解消